

携帯電話(スマートフォン)・タブレットに関する生徒心得

携帯電話(スマートフォン)

- ◎ 校内に持ち込む場合は、必ず「持ち込み申請書」を提出すること。
- ◎ 校内では電源を切って、鞆やバッグの中に保管し、手元に置かないこと。
- ◎ 校内では使用しないこと。
 - ※ 授業時(自習も含む)の使用が発覚した場合、より厳しい指導となる。
 - ※ 考査時の所持や着信音等が鳴るなどした場合は、不正行為とみなされる場合があり、
厳しい指導の対象となる。

使用できるのは 【放課後】

【進路学習室】と【テニスコート横の送迎場所】に限り

【送迎の連絡】のみ使用 ※ 連絡ツールとして持ち込みを認めている！

- ◎ 歩きながらや自転車に乗りながらの使用は絶対にしないこと。
- ◎ イヤホン等で音楽を聴きながらの登下校もしないこと。
- ◎ 校内における土日の部活動・学校自習・模試においても、扱いは平日と同様とする。
- ◎ フィルタリングサービスに必ず加入すること。(保護者にも確認)
- ◎ 保護者と話し合い、使用時間や使用場所など、家庭内ルールを設定すること。
- ◎ 携帯電話(スマートフォン)の使用が原因で、体調や生活習慣を乱さないこと。

タブレット

- ◎ 学習に関係のない使用はしない。
- ◎ 校内で充電することはしない。(家庭でしっかりと充電して来ること)
- ◎ 鹿児島県のネットワークに接続して使用していることを自覚する。
- ◎ 学習と関係ない使用が発覚した際は、携帯電話・スマートフォン使用の指導と同様の指導が行われる。

心得違反に対する指導と流れ

■ 指導内容

- 【1回目】 担任指導(保護者に連絡)
- 【2回目】 反省文指導(学年生活指導係まで)
- 【3回目】 反省文指導(生徒指導主任まで)
- 【4回目】 生活指導係で指導内容を審議

※ 授業時(自習も含む)の使用も生活指導係で指導内容を審議

■ 指導の流れ

- ① 指導を受けたら電源を切る。(鞆やバッグに保管)
- ② 放課後、担任から指導を受ける。
 - ※ 担任から保護者へも連絡があります(1回目はここまで)
- 【2回目・3回目】
- ③ 生徒指導主任から「反省文」を受け取り、翌日から押印指導を受ける。
 - 【2回目】 保護者 → 担任 → 指導職員 → 学年生活指導係
 - 【3回目】 保護者 → 担任 → 指導職員 → 生徒指導主任
- ④ 押印指導終了後、生徒指導主任に提出する。